

26薬第334号  
平成26年5月9日

一般社団法人愛媛県薬剤師会長  
一般社団法人愛媛県薬業協会  
一般社団法人愛媛県登録販売者協会  
愛媛県医薬品小売商業協会

様

愛媛県保健福祉部長

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律等の施行に係る  
取扱いについて

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成25年法律第103号、以下「改正法」という。）のうち、医薬品の販売業等に関する規制の見直しについては、平成26年6月12日から施行することとされました。

また、薬事法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第25号）及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第8号、以下「改正省令」という。）についても、平成26年6月12日から施行することとされました。

つきましては、改正法等の施行にあたり、「都道府県知事が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備」を別添のとおり定めましたので、貴会員への周知等にご配慮をお願いします。

なお、愛媛県ホームページに、本件に関する情報を掲載しております。

【ホームページアドレス】

<http://www.pref.ehime.jp/h25300/140314houkaisei.html>

担 当
愛媛県保健福祉部健康衛生局
薬務衛生課薬事係 福田
Tel 089-912-2391
Fax 089-912-2389

26薬第334号  
平成26年5月9日

各保健所長 様

保健福祉部長  
(公印省略)

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律等の施行に係る  
取扱いについて

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成25年法律第103号、以下「改正法」という。）のうち、医薬品の販売業等に関する規制の見直しについては、平成26年6月12日から施行することとされました。

また、薬事法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第25号）及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第8号、以下「改正省令」という。）についても、平成26年6月12日から施行することとされました。

つきましては、改正法等の施行にあたり、「都道府県知事が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備」を別添のとおり定めましたので、管下事業者等へ周知いただくなど、適切な対応をお願いします。

なお、下記関係団体には別途通知しています。

また、愛媛県ホームページに、本件に関する情報を掲載しております。

【ホームページアドレス】

<http://www.pref.ehime.jp/h25300/140314houkaisei.html>

記

一般社団法人愛媛県薬剤師会長  
一般社団法人愛媛県薬業協会  
一般社団法人愛媛県登録販売者協会  
愛媛県医薬品小売商業協会

担 当
保健福祉部健康衛生局
薬務衛生課薬事係 福田
Tel 089-912-2391
Fax 089-912-2389

26薬第334号  
平成26年5月9日

松山市保健所長 様

愛媛県保健福祉部長  
(公印省略)

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律等の施行に係る  
取扱いについて

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成25年法律第103号、以下「改正法」という。）のうち、医薬品の販売業等に関する規制の見直しについては、平成26年6月12日から施行することとされました。

また、薬事法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第25号）及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第8号、以下「改正省令」という。）についても、平成26年6月12日から施行することとされました。

つきましては、改正法等の施行にあたり、「都道府県知事が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備」を別添のとおり定めましたので、お知らせします。

なお、愛媛県ホームページに、本件に関する情報を掲載しております。

【ホームページアドレス】

<http://www.pref.ehime.jp/h25300/140314houkaisei.html>

担 当 保健福祉部健康衛生局 薬務衛生課薬事係 福田 Tel 089-912-2391 Fax 089-912-2389
--

(別添)

都道府県知事が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備について（改正省令による改正後の薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）第1条第1項第15号、第2条第12号関係）

事業者が、県からの電話連絡により、県の求めに応じ画像を撮影し、当該画像を県指定の電子メールアドレスへ直ちに電送できる設備という観点から、必要な設備は、以下の機器等又はこれらと同等の機能を有するものとする。

- ① 県と随時電話連絡可能な機器等（電話機及び電話回線等）
- ② 画像を撮影可能な機器等（デジタルカメラ等）
- ③ ②による撮影画像中に撮影日時を示すための機器等（日時表示時計等）
- ④ ②による撮影画像を電子メールで送信可能な機器等（パーソナルコンピュータ及びインターネット回線等）